

## 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>5,000 円まで</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス  【職業紹介サービス】	成功報酬  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % まで</u>  手数料負担者は 求人者 とします。
特定技能生の選抜に係る当組合員の送出し国への渡航費・宿泊費等	実費  手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

38-ユ-300208

愛媛県縫製品工業組合

事業所の名称及び所在地

愛媛県今治市松木 233 番地 1